

○浅麓環境施設組合給与条例附則第10項の規定による給料  
月額に関する規則

令和5年2月17日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、浅麓環境施設組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和39年浅麓環境施設組合条例第3号。以下「給与条例」という。)附則第10項の規定による給料月額に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員に対する通知)

第2条 任命権者は、給与条例附則第10項又は第11項の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなった場合には、組合長が定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第10項の規定による給料月額その他同項及び給与条例附則第11項の施行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。